

料金改定案について

家庭の負担を最小限に

今回の水道料金改定案の特徴は、それぞれの給水に要した費用にもとづいて料金をきめる。つまり個別に料金を決める方法を採用して、費用負担の公平をはかる制度に改めたことです。

改定案では、平均二九・九%の値上げを予定していますが、一般家庭については、負担を最小限度におさえるため、値上げ率を平均一九・八%にとどめるとともに、湯屋用水などについても特別の配慮をしております。

現行の料金は、用途別（一般・共用・湯屋など）に均一料金が決められています。この方法は需要が少なく生産コストも安い時代には、一般的に採用されてきました。しかし、今日のように遠方から莫大な費用をかけ、生産原価も高い水を給水する場合にはいろいろな矛盾が生じます。

そこで、各使用者の公平な費用負担をはかるため、料金制度を根本的に改めようとするものです。

▽基本料金 △

口径別料金体系を採用

現行の基本料金は、十立方メートル（共用は八立方メートル）で二百九十円（共用は二百円）となっております。改定案では、水道管の口径（一般家庭用は大部分が十三センチ）によって料金が決められます。基本料金には、使用水量とは関係なくメーターの購入、検針、集金に要する費用と営業費用の一部などが含まれます。簡単にいえば

メーターの購入費などが口径の大小によってそれぞれ異なっているため、口径ごとに要した費用を公平に負担していただくもので、口径別料金体系といわれます。

基本料金には、原則として使用水量の料金は含まれていません。しかし生活用水（口径二十五センチ以下）については特に軽減をはかるため、十立方メートルの水量を基本料金のなかに含めています。この結果、一般家庭（口径十三センチ）の基本料金値上げ率は十七・二%（五十円）にとどまります。

▽従量料金 △

てい増方式を採用

従量料金は基本料金に含まれていない薬品、動力などと、営業、投資などの費用が含まれています。使用水量に応じて六段階に区分し、その使用量が多くなるほど割高にしています。これは、家庭や中小企業など少量の使用者の負担を軽くするため、きめ細かく配慮したものです。このことはまた、安易な水のむだ使いを防ぐ、とともに役立ちます。

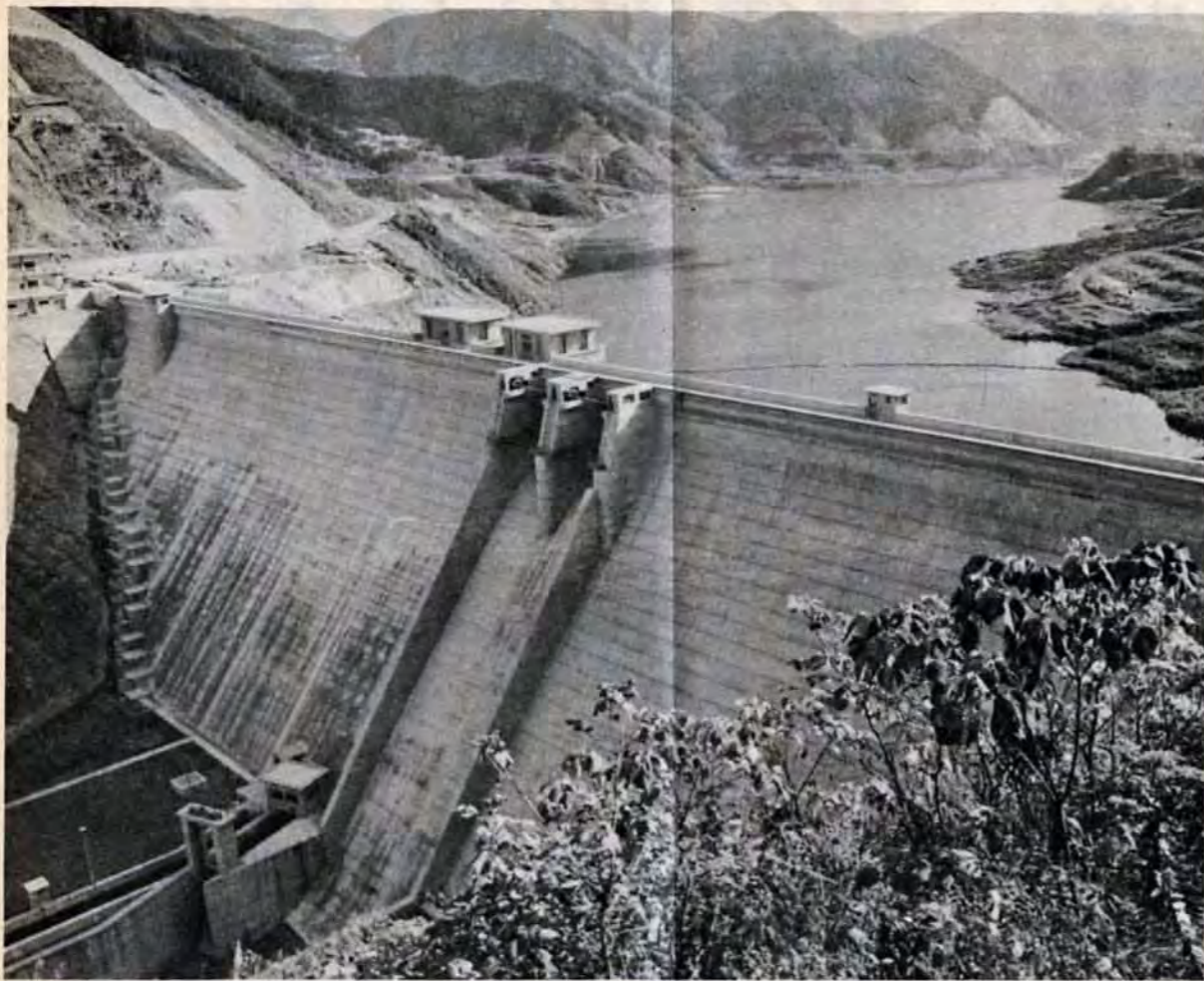
料金改定案

| 種別 | 区分 | 現行 | 改定案 | | |
|---|------|---|---------|--|---|
| | | | 口径 | 水量 | 金額 |
| 一般用 | 基本料金 | 10m ³ まで 290円 | 13mm | 10m ³ まで | 340円 |
| | | | 20 | 10m ³ まで | 440円 |
| | | | 25 | 10m ³ まで | 510円 |
| | | | 40 | — | 800円 |
| | | | 50 | — | 1,600円 |
| | | | 75 | — | 3,400円 |
| | | | 100 | — | 6,400円 |
| | | | 150 | — | 17,300円 |
| | | | 200以上 | — | 35,000円 |
| | | | 一般用 | 従量料金 | 11m ³ 以上 1m ³ につき 39円 |
| 26m ³ ~50m ³ | 51円 | | | | |
| 51m ³ ~200m ³ | 54円 | | | | |
| 201m ³ ~1,000m ³ | 57円 | | | | |
| 1,001m ³ ~10,000m ³ | 60円 | | | | |
| 10,001m ³ 以上 | 63円 | | | | |
| 湯屋用 | 基本 | 10m ³ まで 290円 | | | |
| 湯屋用 | 従量 | 11m ³ 以上 1m ³ につき 29円 | 口径に関係なく | 26m ³ 以上 1m ³ につき | 29円 |
| 共用 | 基本 | 8m ³ まで 200円 | 口径に関係なく | 8m ³ まで | 240円 |
| | 従量 | 9m ³ 以上 1m ³ につき 32円 | 口径に関係なく | 9m ³ 以上 1m ³ につき | 38円 |
| 船舶用 | 基本 | 1m ³ につき 39円 | 口径に関係なく | 1m ³ につき | 50円 |
| | 従量 | 1m ³ につき 80円 | 口径に関係なく | 1m ³ につき | 100円 |

(私設消火せん用は、現行どおりです。)

豊かな水源確保に全力

あいつぐ拡張事業

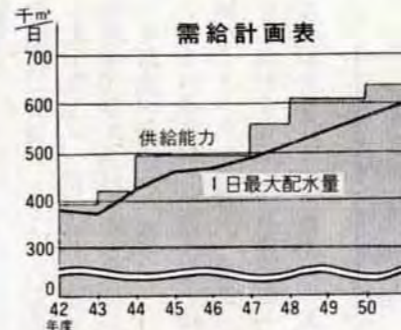


完成した油木ダム 水源は遠くなるばかり、昨年完成した油木ダム（田川郡添田町）からえんえん27キロのトンネルをとって1日10万6千トンの水が送られてきます。

水は、私たちの生活に欠かすことのできないたいせつなものです。健康で明かす市民生活をいとむため、質のよいたくさんのお水がいられます。それに生活水準の向上によって、今後も水の使用量は、ますますふえ続けます。地形的に水に恵まれない北九州は、水源確保のため大幅な拡張事業を行なってきました。これら拡張事業の費用は、ほとんど起債（借金）でまかなわれています。市は、健全な百万市民の水道にするため、企業合理化にあらゆる努力をしてきましたが、今回どうしてもある程度の料金改定が必要となりましたので、いま開かれていく市議会に、この問題を提案、検討していただいています。公共料金の値上げは好ましいものとは決して考えていませんが、市民のみなさんに、水道事業の実情をご理解いただき、今回の料金改定について、ご協力をお願いいたします。

使用量は年ごとに急上昇

生活水準の向上、世帯数の増加、産業の発展などで、水の使用量は、毎年ふえ続けています。現在一日当たり需要量は四十六万八千ト、これが昭和50年には五十七万六千トと約二十三%ふえます。



水源に恵まれない北九州

水源に恵まれない北九州では、現在大部分の水を遠賀川から取水しています。遠賀川は「日本一汚れた川」と呼ばれているだけに、これを飲料用にするためには、多額な費用をかけなければなりません。しかも上流では、農業、鉱工業、上水道と多方面に利用されているため取水量も不安定になりがちです。近くに適当な河川をもたない北

九州は、遠くに水源を求めることになり。昨年完成した油木ダムからは二七・〇のトンネルやパイプを通して取水してきます。48年度には、ます淵ダムが完成します。さらに、筑後川などを開発して、その後の使用量に見合うよう計画が進められています。このような悪条件のなかで、百万市民の水を確保しようとしているのです。

苦しい水道財政

50年には赤字57億円

年ごとに伸びる需要にこたえるため新しい水源開発をしなければなりません。これに要する費用は、ほとんどが国や金融機関からの借金でまかなわれています。水道財政がくるしい最大の原因には、この借金の元利償還金が増えられます。昭和47年度から50年度までに百四十億円を返済しなくてはなりません。これは料金収入の約八十%にあたります。返済額は毎年ふえて、水道財政を大きく圧迫してきています。しかし、苦しいからといって水源を確保するための拡張事業を中止することはできません。百万市民に良質で豊富な水を送る責任があります。

また、市民のみなさんの強い要望がある配水管の増設、高台未給水地区の解消、赤水対策のためにも多額な費用が必要で、このような事情から昭和50年度までの収入と支出は、料金・起債など四百二十億円の収入に



対し、元利償還金や赤水・高台対策などの支出は四百七十七億円。今後一そのの企業努力をはらっても、なお、50年度末には五十七億円余りの赤字が予想されます。したがって今後の事業をすすめるためには、ある程度の料金などの改定はやむを得ない状況となっています。

さらに企業努力を

昭和41年度末で七億五千万円の赤字が生じたため46年度を目標に財政の建て直しをしてきました。この間市民のみなさんの協力のもとに、最小の費用で最大の効果をあげたため、事務の合理化などあらゆる企業努力を続けてきました。

職員数も当時の千五百二十二人が現在六百二十五人。職員一人当たりの給水量や給水人口も他の政令市にくらべひげをとらないようになりました。

水の生産原価に占める人件費の割合も四十五%から二十七%に。今後も一そのの企業努力をおし進める考えです。

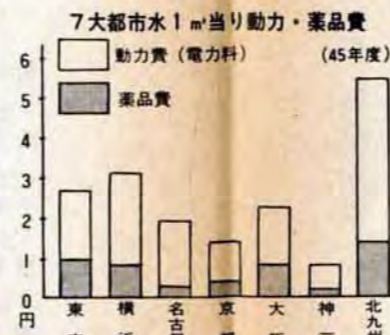
赤水・未給水地区解消

きめこまかい市民サービスを

北九州市内には、まだ明治以来の水道管がかなり残っています。まず、この老朽管の取り替えやパイプクリーニングなどを行なうと、赤水追放、漏水防止、水圧の上昇につとめています。また、郊外や高台未給水地区をなくすための工事もできるだけ行なうように、財政事情から思うようにできません。

過去の漏水による断水を二度とくりかえさないための水源確保はもちろんのこと、赤水の追放や高台未給水地区の解消にも力を注いでいます。飲料水は、水であれば何でもよいというものではありません。

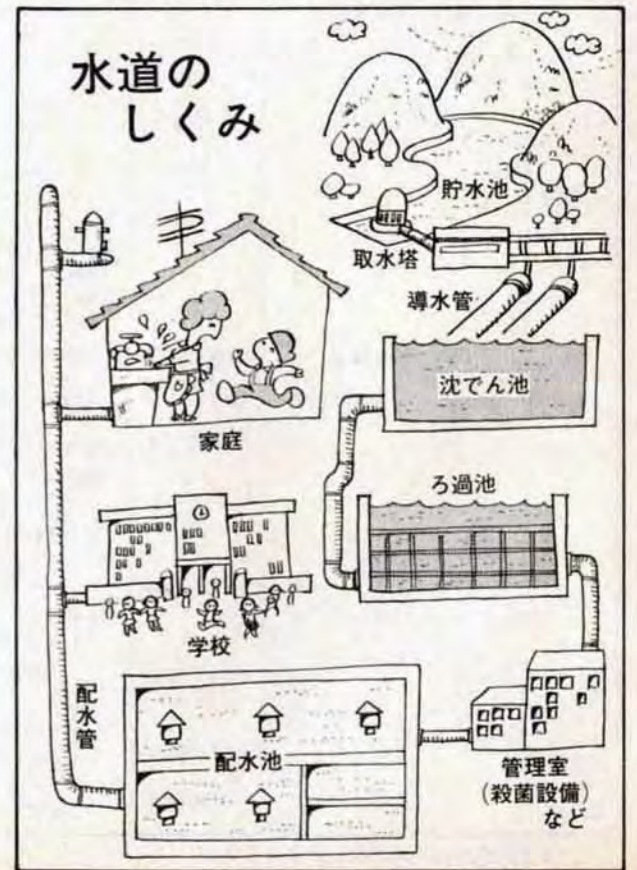
北九州市内には、まだ明治以来の水道管がかなり残っています。まず、この老朽管の取り替えやパイプクリーニングなどを行なうと、赤水追放、漏水防止、水圧の上昇につとめています。また、郊外や高台未給水地区をなくすための工事もできるだけ行なうように、財政事情から思うようにできません。



水源地から家庭まで

電力・薬品代など必要

「川に流れる水」は「ダムにためた水」は、トンネルやパイプで浄水場に送られます。ここで沈んで、ろ過、殺菌され、きれいな水に生まれかわって高台の配水池に送られます。そこからみなさんの家庭に給水されます。本市は地形的に給水区域が複雑なため、たくさんの配水池が必要で、そのためポンプの電力代や汚れた川の水をろ過するための薬品代がかさむため、他都市にくらべずいぶん高くなります。



新規給水
申込者から

口径別納付金を

口径別納付金改定案

| 口径 (mm) | 13 | 20 | 25 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150以上 |
|------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|------------|------------|
| 区分 | | | | | | | | |
| 現行 | — | 29,000円 | 51,000円 | 156,000円 | 290,000円 | 800,000円 | | |
| 改定額 | 12,000円 | 33,000円 | 56,000円 | 170,000円 | 300,000円 | 900,000円 | 1,500,000円 | 3,000,000円 |

新・旧受水者負担の
公平をはかる

家を新築して、新しく給水をうけると、それはそのままの給水量の増加になります。

しかし、今日の

ように、拡張事業の費用が大きくなってきますと、これらの費用を、すべて料金のなかに算入したのでは、新・旧受水者に不公平となります。

この不公平をなくすため拡張事業費の一部を、分担金というかたちで、新規の受水者に負担していただくという制度が採用されるようになります。

本市が昭和42年度から実施している、口径別納付金もこの制度です。

現行では、口径二十%以上の新規受水者に負担していただいています。が、改定案では、経費を公平に負担していただくため、口径十三%の新規受水者からも負担していただくとともに、二十%以上についてもその原価に応じて単価を改めようとするものです。

引越しをするときは、必ず料金の清算を営業所ですませましょう

引越しをするときは



今回の改定案では1か月これぐらいあります。

△たつとりあとをにこさず▽

いま、北九州市から市外へ転出する人は、一か月間に約八千人、一年間では約九万四千人にもなっています。

転動やその他で引越しをするときは、必ず水道の使用中止申込みをしてください。

住みなれた家には愛着があるものです。それだけにあと始末をきちんと。

△引越し完了、清算未済ノ▽

これでは困ります。もし、あなた

＝水道のご用は＝

- 門司営業所 33局 3531 門司区新清原一丁目3-2
- 工事センター 33局 1823
- 大里営業所 38局 5131 門司区柳町二丁目10番20号
- 工事センター 38局 9018
- 小倉営業所 56局 5131 小倉区峯町一丁目1-2
- 工事センター 58局 2675
- 城野営業所 93局 2736 小倉区城野二丁目2-10
- 工事センター 92局 6553
- 曾根分室 47局 7299 小倉区中曾根



- 若松営業所 77局 2051 若松区江町一丁目1-5
- 工事センター 77局 2108
- 八幡営業所 68局 7035 八幡区中央一丁目1-1
- 工事センター 68局 0049
- 穴生営業所 64局 3661 八幡区穴生一丁目
- 工事センター 64局 3661
- 香月分室 (093)26局0149 八幡区香月植橋
- 戸畑営業所 87局 5431 戸畑区新池一丁目
- 工事センター 88局 5498